

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県行政組織規程の一部改正
建設工事執行規則の一部改正
- ◇告示 国民健康保険条例の制定認可
馬流行性脳炎及び豚コレラ予防注射の実施
建設業者の変更登録
- ◇公安告示 道路交通取締法による速度制限
昭和三十年鳥取県公安告示第十二号（道路交通取締法による速度制限）の一部改正
- ◇人委告示 へき地手当を支給する学校の指定
- ◇公告 橋名変更

規則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年六月二十日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第十七号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「鳥取県婦人相談所」を

「鳥取県婦人相談所
鳥取県立婦人寮」に改める。

第三十六条の次に次の一条を加える。

（鳥取県立婦人寮）

第三十六条の二 鳥取県立婦人寮は、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の規定に基づき、要保護女子を收容保護する施設である。

2 鳥取県立婦人寮は、鳥取市に置く。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年六月一日から適用する。

建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年六月二十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第十八号

建設工事執行規則の一部を改正する規則

建設工事執行規則（昭和二十八年一月鳥取県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四十二条中

「……土木建築に関する工事に要する経費については前金払をすることができる。」を「……土木建築に関する工事に要する経費については、別に定めるところにより前金払をすることができる。」に改める。

第四十三条第二項の次に次の一項を加える。

3 前条の規定による前金払をしたときは、前項の部分払の回数を一回減ずるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一

日以後の契約にかかる工事に適用する。

告 示

鳥取県告示第二百七十七号

国民健康保険を行う伯仙町に対し、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基づき、伯仙町国民健康保険条例の制定を昭和三十三年五月三十日認可した。

昭和三十三年六月二十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第二百七十八号

次のように馬流行性脳炎及び豚コレラの子防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、馬並びに豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十三年六月二十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

め

一 実施の目的 馬流行性脳炎並びに豚コレラ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

馬流行性脳炎予防注射……馬。ただし、生後三箇月以内、分娩前後一箇月以内のものを除く。

豚コレラ予防注射……豚。ただし、生後四十日及び分娩前後一箇月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法

馬流行性脳炎予防注射……流行性脳炎予防液皮下注射

豚コレラ予防注射……豚コレラ予防液皮下注射

別 表

(一) 馬流行性脳炎予防注射

実施月日 実施区域

六月二十一日 日野郡江府町

実施場所

武庫家畜検査場 池の内

二十三日 根雨町 根雨家畜市場

二十四日 江府町 宮市原家畜検査場

二十五日 西成 貝田

二十六日 大河原 江尾

二十七日 溝口町 柿原

二十八日 添谷 添谷

二十九日 大岩内 大岩内

三十日 三部

七月一日 溝口家畜市場

泉家畜検査場

上野家畜検査場

豚コレラ予防注射

(二) 豚コレラ予防注射

実施月日 実施区域 実施場所

六月二十三日 鳥取市末恒 巡回注射

二十四日 旧市内

二十五日

二十六日

鳥取県告示第二百七十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十三年六月十三日変更登録した。

昭和三十三年六月二十日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録
（に）第二七一号

昭和三二、
七二八

（新）有限会社高野組
（旧）高力建設有限会社

東伯郡赤碓町大字高岡

高力 貞美

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六号

道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）第十条の規定により、次のとおり速度を制限する。

昭和三十三年六月二十日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安

成 文

制限の場所	区間	制限速度（毎時）
一級国道九号線西伯郡淀江町今津二七六ノ一番地地先から同町淀江五七三番地地先までの間	九二〇メートル	二十五キロメートル
二級国道岡山鳥取線八頭郡智頭町大字智頭五四六番地地先から同町大字智頭一、六二八ノ一番地地先までの間	八八〇メートル	二十五キロメートル

鳥取県公安委員会告示第七号

昭和三十年九月鳥取県公安委員会告示第十二号（道路交通取締法第十条の規定による速度制限について）の一部を次のとおり改正する。

昭和三十三年六月二十日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安

成 文

を	九五〇	二〇
二級国道岡山鳥取線八頭郡用瀬町大字用瀬五六三番地地先から同地内六六五番地地先までの間	九五〇	二〇
二級国道岡山鳥取線八頭郡用瀬町大字用瀬五六三番地地先から同地内六六三番地地先までの間	九五〇	二五

に改める。

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第二号

職員の特種勤務手当に関する条例（昭和二十七年鳥取県条例第三十九号）第十九条第四項の規定に基づき、昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの間、へき地手当を支給する学校を別表のとおり指定する。

昭和三十三年六月二十日

鳥取県人事委員会委員長 中 本

覚 藏

